

宇美町子ども読書活動推進計画

～ふみの里 うみっ子読書プラン～

平成22年2月

宇 美 町

ご あ い さ つ

本町は、「まちづくりはひとづくり」を基本理念に、平成14年に総合計画を策定し、誰もがいつでも学べる環境づくりの一環として、町民の読書活動を推進してきました。町立図書館も現在地にオープンして、早2年半を経過し、町民の方はもちろん、町外の方にも広く利用いただいています。

また、未来の宇美町を担う子どもたちが、生涯にわたって健やかで、心豊かな生活を送れるように、本町では、数年前から子どもの読書活動を支援しています。さらに、今年度は、地域・保護者・学校・行政が一体となった「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動」の連携や「宇美町図書館を使った調べ学習コンクール」を取り入れました。

この度、昨年度まで実践を積み重ねてきました文部科学省指定の「子ども読書の街」推進事業を継続・発展させ、新たな体制での子ども読書活動の支援を考え、本活動計画を策定いたしました。

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするといわれ、子どもの成長には欠かせない大切なものです。また、本は、「大事な記憶の扉である」とか、「言葉を紡ぎ、世界を身近に取り戻す一つの装置である」といわれています。幼いときに読んだ本や、大人の人から読み聞かせしてもらった本は、いつまでも心の中に記憶され、大人になってから、もう一度読み直したいという気にさせます。

人は、物語を読むとき、登場人物になりきり、物語の場面や背景のイメージをふくらませ、喜びや悲しみ、怒りや感動を味わっていきます。数十年前、一世を風靡した黒柳徹子さんの自叙伝「窓ぎわのトットちゃん」を映画化しようという話が出た時、黒柳さんは、映像化されると場面や背景が固定化され、作者が作り上げたイメージに左右されるという理由で、きっぱりと断られました。

しかし、本は、読み手によって、自由にイメージを広げるよさを持っています。

今年は、幸いにして、国民読書年に当たります。この機会に、町全体で子どもの読書活動を支えるとともに、町民の皆様も大いに読書活動に励んでいただきますことを祈念いたします。

結びになりましたが、今回の策定に当たり熱心に審議いただきました策定委員の皆様をはじめ、関係各位のご協力に心からお礼申し上げます。

平成22年2月

宇美町長 安川 博

目 次

第1章	計画策定の背景	1
第一	子ども読書活動の現状と意義	1
第二	国の動き	1
第三	県の動き	2
第四	宇美町の動き	2
第五	宇美町の子ども読書活動の現状	3
1	家庭における読書活動	3
2	保育園・幼稚園における読書活動	5
3	小・中学校における読書活動	6
4	子ども読書に関するボランティア活動の状況	6
5	町立図書館における読書活動	8
第2章	宇美町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	1 1
第一	計画の目的及び目標	1 1
第二	計画の位置付け	1 1
第三	計画の対象	1 2
第四	計画の期間	1 2
第五	計画の推進	1 3
1	推進会議の設置	1 3
2	読書活動を推進する4つの基本方針	1 3
3	進行管理	1 3
第3章	推進に向けた具体的な取組（施策）	1 4
1	計画の柱（1）	1 4
○	家庭の役割	
○	地域の役割	
2	計画の柱（2）	1 6
○	保育園・幼稚園の役割	
○	学校の役割	
3	計画の柱（3）	1 9
○	町立図書館の役割	
4	計画の柱（4）	2 1
○	行政の役割	
◎	「宇美町子ども読書活動推進計画」の実施体系	2 2
◎	「宇美町子ども読書活動推進計画」グランド・デザイン	2 5
◎	推進主体による読書活動及び関係機関との連携・働きかけ	2 6
●	資料編	2 7
※	各種統計資料	2 7
※	法規関係資料	3 1
※	宇美町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	3 9
※	用語解説	4 0

第1章 計画策定の背景

第一 子ども読書活動の現状と意義

今日のテレビや携帯電話、インターネットなどの様々な情報メディアの発達、私たちの生活環境を大きく変え、子どもたちの生活にも大きな影響を与えています。

子どもたちの多くは、これらの情報メディアをフルに活用し、容易にメール文を作成したり、送信したりするなど、優れた能力を発揮しています。新しいメディアが出現する一方で、読書に対する依存度は、ますます低下していくという現象が生じています。今や、子どもたちの情報源は、読書ではなくメディアであるといわれています。

また、読書によって言葉を獲得していない子どもたちは、コミュニケーションの場でも、文章ではなく単語で意思疎通を図っています。言葉による子どもたちの表現力や言語力も年々低下し、わが国にとって深刻な問題となっています。

毎日新聞社が、全国学校図書館協議会の協力を得て、毎年5月の1か月間の平均冊数（教科書、参考書、漫画、雑誌を除く）の調査を行っています。平成21年度「第55回全国学校読書調査」によると、小学生8.6冊、中学生3.7冊、高校生1.7冊という結果でした。昨年に比べると、中・高校生は、横ばい状態ですが、小学生は2.8冊の大幅減となっています。これは、10冊以上の大量の本を読破する小学生が43%から、31%と12ポイントも減ったことが、平均を押し下げる原因となっています。

一方、1か月に1冊も読んでいない児童生徒は「不読者」と呼ばれています。不読率は、小学生が5%で昨年と同率ですが、中学生は13%（昨年15%）、高校生47%（昨年52%）と、それぞれ減少しています。特に、男子高校生は昨年の61%から今年は50%と、大きく減少しています。これは、小・中学校で広められている、学校での一斉読書活動が、高校にも普及するようになってきたからだと考えられています。

さて、数年前から実施されている全国学力・学習状況調査の結果、読書や生活習慣と、学力との相関関係が高いということがわかってきました。平成21年度の調査結果では、宇美町の子ども読書について、平日の読書時間が30分以上の小学生は37.9%、中学生は25.4%でした。読書時間が、10分以下の小学生は35.5%、中学生は51.1%で、このような児童生徒の学習面の平均正答率は、30分以上読書している児童生徒よりも約4ポイント低くなっているということでした。

かつて、読書は、教養を高め、娯楽を求め、情報を得ることのすべてを充足していました。今でも、読書は、思考力を育て、自己変革を促すという他のメディアにはない固有の働きをもっています。そして、読書は、まだ見たことのない世界、見ることのできない過去の世界、経験し得ない世界との対話を可能にし、自分で気づかぬ心の中との対話や心の中の自分と他者との対話を生み出すことができます。さらに、生活経験を越えた時空の世界、心という内側の世界、思考という限りない世界、それによって今まで見えていなかったものが見えてくることで広がる想像の世界を旅することができます。このように、読書は、思考力・判断力・表現力等の知的活動を促し、人間形成や情操を養う上で重要な働きをするといわれています。

第二 国の動き

国は、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に役立てるために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(資料編－資料2)を施行し、平成14年8月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(資料編－資料3)を策定しました。その後、平成16年度には、子ども読書活動を充実していくために、読書活動推進地域として全国から10地域を指定し、学校図書館(以下「図書室」も含め「図書館」に統一して表示)を含めた学校における学習活動、公共図書館の活用、家庭での働きかけなどを、相互に連携させながら、家庭・地域、学校、行政が一体となった「生きる力をはぐくむ読書活動推進事業」や読書活動を推進するための諸条件の整備と充実に努めてきました。

また、文字、活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に寄与することを目的とした「文字、活字文化振興法」(資料編－資料4)を平成17年7月に施行しています。さらに、平成20年3月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に関し、新たな第2次計画を策定しました。(資料編－資料5)

学習の場においては、文部科学省が、平成23年度実施の新学習指導要領の中で、目的を明確にした読書、情報収集のための読書を重視し、国語科だけでなく全教科で指導するように強調しています。そして、調べ学習としての図書資料の活用と図書館活用を取り上げ、読む能力を育てる学習として目的を持って本を選んで読み、解釈し、自分の考えを形成・発信して交流する学習を強調しています。整理すると次のとおりです。

平成11年 8月	平成12年を「子ども読書年」と決定
平成12年 5月	国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が開館
平成13年 4月	「子どもゆめ基金」が創設され子ども読書に対する助成が開始
平成13年12月	子どもの読書活動の推進に関する法案が成立・公布・施行
平成14年 8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
平成17年 7月	「文字、活字文化振興法」を施行
平成20年 3月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2次計画を策定
平成20年 6月	平成22年を「国民読書年」と決定

第三 県の動き

福岡県では、平成13年度から「青少年アンビシャス運動」の一環として、「本のわくわく探検事業」を新設し、各地区において「読書研修会」「読書ボランティア養成」「読書まつり」などの子どもの読書活動の推進に取り組んできました。特に、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福岡県における子どもの読書活動推進のための総合的な指針として、平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」(資料編－資料6)が策定されました。現在、第2次推進計画が策定中です。

平成21年3月31日現在、県内では18市町村(県内市町村の27.3%)、糟屋地区内では、4市町(50%)が子ども読書活動推進計画を策定しています。

第四 宇美町の動き

宇美町では、数年前から、小・中学校で、朝の10分間読書や地域ボランティアの読

み聞かせ活動を取り入れ、子どもたちの読書の機会を増やしていますが、推進する側の読書推進組織や推進体系等の課題、主体者である子ども側の読書時間や読書量（冊数）等の課題もありました。

そこで、宇美町においては、朝の10分間読書に加え、「子どもたちが発達段階に応じて読書の楽しさや素晴らしさに出会い、感動する心や探究心を揺さぶり、読書を通じて豊かな心を育てるような読書活動の環境整備を推進する」ことを目標に、平成19年度から平成20年度の2年間、文部科学省の指定を受け、「子ども読書の街」づくりを推進してきました。この事業では、児童生徒の「読む・調べる」習慣の確立を図るため、学校が、家庭や地域と連携して、町全体で実践的に調査研究を行ってきたところです。

そこで、平成20年度までは、次の4つの活動の場を柱に据え、推進してきました。

【 4つの柱 】

- ① 家庭・地域において子どもの読書活動を推進する。
- ② 保育園・幼稚園において子どもの読書活動を推進する。
- ③ 学校教育において子どもの読書活動を推進する。
- ④ 町立図書館において子どもの読書活動を推進する。

また、計画を実施していくための推進体制として、「学校（園）読書推進部会」「家庭読書推進部会」「地域読書推進部会」の3つの専門部会を設け、推進委員会が策定した計画に基づき、具体的な事業の企画立案と運営を行ってきました。

この事業を通して、4つの柱となる①家庭・地域 ②保育園・幼稚園 ③学校 ④町立図書館に対して、町の行政各課を含めてそれぞれが何をすればよいか明らかになりました。「宇美町子ども読書活動推進計画」を策定するに当たっては、平成20年度までの事業の課題を明らかにするとともに、成果を引き継ぎ、中・長期にわたる事業内容に発展させるものです。

第五 宇美町の子どもの読書活動の現状

1 家庭における読書活動

家庭における読書活動の実際については、平成21年3月に実施された「宇美町次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」に詳細に報告されています。そこで、関係分を抜粋し、統計資料については資料編に一括して掲載します。

調査期間・・・平成21年2月20日～平成21年3月13日

調査対象・・・就学前の乳幼児・小学生の保護者、中学生、高校生世代

(1) 就学前の乳幼児（0～5歳児）を対象にした読書活動

① ブックスタート（※1）事業の親の認知度 《資料編 表-1》

「宇美町が実施しているブックスタート事業を知っていますか」の問いに対して、「知っている」は43.4%、「知らない」は55.4%と「知らない」割合が、12ポイント高い数値を示しています。また、0～5歳児の子どもを持つ親の中では、子どもの年齢が下がるほど、ブックスタートの事業をよく知っているという結果が出ています。

② ブックスタートで受け取った絵本の読み聞かせ 《資料編 表-2》

7か月健診で（絵）本を受け取られた方へ、「受け取られた（絵）本を使って、お子さんに読み聞かせをしていますか」の問いに対して、（絵）本を使って読み聞かせをしている人は「よくしている」が33.2%、「時々している」が45.2%

で、両方を合わせると約80%になっています。また母親の就労にかかわらず、母親の80%以上が子どもに読み聞かせをしています。

③ 受け取った（絵）本の内容について 《資料編 表-3》

「（絵）本の内容はいかがでしたか」の問いに対しては、約80%の人が満足しているということです。

④ 家庭での子どもの読書（読み聞かせを含む）《資料編 表-4》

「お子さんは家庭で読書（お子さんへの読み聞かせを含む）をしていますか」の問いに対しては、「よくしている」「時々している」を合わせると約77%の子どもが読書（読み聞かせ）をしています。年齢別では1～2歳の子どもの読書率が高く、家族形態別では、両親同居家庭が、ひとり親家庭よりもやや高いポイントを示しています。

⑤ 子どもの読書のために必要なこと 《資料編 表-5》

「お子さんの読書のために特に必要と思われることは何ですか」の問いに対しては、子どもの年齢が低いほど「家庭で読む時間をつくる」が高く、反対に年齢が上がるほど「親子で図書館に行く機会をつくる」の割合が高くなっています。

⑥ 親子でのうみ・みらい館（図書館）の利用状況 《資料編 表-6》

「あなたのお子さんは、うみ・みらい館（図書館）を利用していますか」の問いに対しては、利用している人と利用していない人は半々です。利用している割合は、0歳で40.9%、1～2歳で46.6%、3～5歳で61.6%と、年齢が上がるほど高くなっています。

(2) 小学生を対象にした調査結果

① 小学生の家庭での読書（読み聞かせ）の状況 《資料編 表-7》

「お子さんは家庭で読書（お子さんへの読み聞かせを含む）をしていますか」の問いに対して、小学生の57%が家庭で読書をしています。特に、小学生1～3年生の読書（読み聞かせ）は62.3%で、4～6年生の51.2%よりも11.1ポイントも高い数値を示しています。母親の就労状況から見ると、就労している場合に比べて、就労していない場合の方が、やや高い割合を示しています。

② 小学生の読書のために必要なこと 《資料編 表-8》

「お子さんの読書のために特に必要と思われることは何ですか」の問いに対しては、「家庭で本を読む時間をつくる」が51.7%と最も高く、次いで、「親子で図書館へ行く機会をつくる」が33.7%となっています。

③ 子どものうみ・みらい館（町立図書館）の利用状況 《資料編 表-9》

「あなたやお子さんはうみ・みらい館（図書館）を利用していますか」の問いに対しては、利用している人は59.6%、利用していない人は39.5%となっています。よく利用する時間帯は、平日では、16時から18時の利用が高く、土・日曜日や祝祭日では10時から15時が高いようです。

小学生の利用目的《資料編 表-10》は、「本を借りる」が91.2%と圧倒的に高く、次いで「本を読む」が42.8%、「DVDやCDを借りる」が30.1%という結果になっています。

(3) 中学・高校生を対象とした調査結果

① 本を読むことについての好き嫌い《資料編 表-11》

「あなたは本を読むことが好きですか」の問いに対しては、女子中学生が「好き」「やや好き」を合わせて84%と最も高く、次いで、女子高校生が80%と続いています。中・高校生では、女子の方に、読書好きの傾向が見られます。

② 読書の状況《資料編 表-12》

実際の読書の状況では、「よくしている」「時々している」を合わせて、女子中学生が75%と最も高く、次いで、男子中学生の68%、女子高校生の58%、男子高校生の55%の順となっています。年齢、性別によって違いがあります。

③ うみ・みらい館（図書館）の利用について《資料編 表-13》

中・高校生の「うみ・みらい館（図書館）」の利用の割合は、小学生に比べて低く、「利用している」「時々利用している」を合わせても、女子高校生の36%が一番です。中学生は男女とも20%台の利用率ですが、男子高校生になると20%を下回っています。

④ うみ・みらい館（図書館）を利用する目的《資料編 表-14》

女子中・高校生は、小学生と同じように「本を借りる」ことを目的で、「うみ・みらい館（図書館）」を利用していますが、男子中・高校生は、「学習する」ことを第一の目的に利用しています。特に、男子高校生の82%が、学習を目的に図書館を利用しています。

2 保育園・幼稚園における読書活動

(1) 読書活動の実際

町内の各保育園・幼稚園（以下「各園」という。）では、各園及び保護者・地域の実情を生かした読書活動を推進しています。各園ともに、以前から保育（教育）内容の一つとして、発達に応じた絵本の読み聞かせを取り入れています。読み聞かせが盛んになった今日では、各園とも、それぞれの園の特徴や実情に合わせて、一日の生活時間に必ず、絵本や紙芝居を中心とした読み聞かせを行っています。

保育園では、近年、テレビ視聴を廃止し、一層の読み聞かせに力を入れているところもあります。0歳児の乳児でも、保育士の話にじっと耳を傾け、食い入るように絵本に見入っています。最近の子どもは、話をじっとして聞かないといわれていますが、読み聞かせになると、どの子ども、絵本の世界に入り込み、登場人物や動物になりきって、真剣に聞いています。

また、各園では、絵本コーナーを整備したり、教室（保育室）内に絵本文庫や本棚を設けたり、大型絵本を備えたりするなど、子どもたちの読書活動を支援しています。年長組の子どもになると、自ら絵本を選び、絵本の面白さにひたっています。好きな絵本となると、何度も読み、完全に暗記している子どももいます。

園によっては、読解力や集中力を育てる目的で、毎日10分間の漢字混じりの物語文の読書活動や、宇美町学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」のボランティアの活用、保育（教育）実習や、中学生の職場体験において読み聞かせなどを取り入れています。

(2) 保護者との連携

保護者との連携の面では、幼稚園では、長期休業前の保護者会の折に、人気のある絵本や最新の絵本などを紹介しています。保育園では、保護者が就労その他の理由で、全

員の保護者を対象にした講演会や読み聞かせを実施することが困難であることから、週末に親子読書ができるように絵本の貸出しを行ったり、おたよりや個別面談を利用して、乳幼児が好む絵本を紹介するなど読書活動を支援しています。このように、各園ともに工夫しながら読書活動に取り組んでいます。

3 小・中学校における読書活動

町内には、町立小学校5校、中学校3校、県立高等学校1校があります。小・中学校では、数年前から朝の静かな時間に心を落ち着かせ、教師も児童生徒も読書にひたる時間を取り入れ、児童生徒の読書活動を積極的に推進しています。さらに、教育委員会は、「子ども読書の街」づくりの活動の一環として、全小・中学校に、校長先生が選書した校長室文庫を設置しました。子どもたちは気軽に校長室に立ち寄り、校長室文庫を利用しています。学校によっては、校長先生自ら、子どもたちに読み聞かせを行い、好ましい人間関係づくりを推進するとともに読書活動を支援しています。

小・中学校における読書活動の実際については、「子ども読書の街」推進計画立案の際に全小・中学校を対象に調査・報告された「平成19年度宇美町立小中学校児童生徒読書活動実態調査報告書」（調査期間：平成20年3月）を参照し、以下のとおり抜粋して掲載します。

(1) 平成20年2月の1か月に読んだ本の冊数《資料編 表-15》

「平成20年2月の1か月の間に、本を何冊読みましたか」の問いに対して、小学生の約70%（1,530人）が、4冊以上の本を読んでいます。これに対して中学生は、1～2冊しか読まない生徒が最も多く、全体の45%（約470人）を占めています。4冊以上の本を読んだ生徒となると約28%（約290人）と、小学生よりも42ポイントも下回っています。また、不読者の割合も、小学生の3%（約65人）に対して、中学生は13%（約140人）となっています。

(2) 本を読まなかった理由《資料編 表-16》

(1)の不読者を対象に「本を読まなかったのはなぜですか」の問いに対して、小・中学生ともに約40%が「本を読む時間がないから」を理由にあげています。次いで、小・中学生の約30%が「本を読むのが嫌いなため」を理由としています。

(3) 本を読む時間がなかった理由《資料編 表-17》

(2)の「本を読む時間がなかった」小・中学生を対象に、「なぜ本を読む時間がなかったのですか」と問うと、小学生の約33%、中学生の約37%が、「勉強(塾や宿題)」を理由にあげています。次いで、「スポーツやおけいこごとがあるから」本を読む時間がないとしています。

(4) 学校図書館の利用状況《資料編 表-18》

「1か月に学校の図書館に何回行きましたか」の問いに対して、小学生の約80%（約1,740人）が、3回以上利用しています。これに対して、中学生は全体的に図書館の利用率が低く、3回以上の利用者は約38%（約420人）と、小学生の半分以下のポイント数です。また、中学生の約39%が、学校図書館を1回も利用したことがないという結果になっています。

4 子ども読書に関するボランティア活動の状況

宇美町には、学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」があり、ボランティア団体として登録し、読書活動をしています。平成20年度末までの登録団体は、おはなし会「とんとん」、おひさまおはなし会、ブックトーク（※2）ボランティアの3団体でした。平成21年度中に読書ボランティア講座から誕生した読み聞かせの会「うみほ

おずき」が新たに団体登録しました。4団体の他に、「し〜ず・うみ」図書室時代からのボランティア団体や各学校のPTAが、各所で読み聞かせの活動をしています。

《平成20年度 小・中学校での読書ボランティアによる読み聞かせ》

学校	読書ボランティア	活動日	活 動 内 容
宇 美 小	まなびサポートうみ	調整した日程 で、主に昼休 み時間	絵本の読み聞かせや紙芝居
	地域ボランティア		
宇 美 東 小	読書ボランティア（PTA・ 地域・あのくさ講座受講生）	毎月第2金曜 日朝読書活動	各学級での読み聞かせ
	おはなし会「とんとん」 (まなびサポートうみ)	読書週間を含 む年4回程度 (昼休み)	全校児童を対象に、読み聞か せやパネルシアター、手遊び など
	TVQ「読み聞かせチームQ」	年1回読書月 間に実施	対象学年での読み聞かせなど
	全国訪問おはなし隊キャラバ ンカー(全国を回り、2年に 1回福岡県訪問)	3月	1～3年生を対象に読み聞か せと大型紙芝居
原 田 小	PTA成人教育委員会	6月 11月	全校児童を対象に紙芝居と読 み聞かせ
	おはなし会「とんとん」	11月	1・2年生を対象に紙芝居と 読み聞かせ
	地域ボランティア	7月	2年生にパネルシアター
	県立図書館ボランティア	11月	5年生対象にブックトーク
桜 原 小	PTA活動	6月 11月 2月	各学級での読み聞かせ・事前 に読み聞かせの講習会と選書
	おはなし会「とんとん」 「ひまわり」	2学期	各学年での読み聞かせ
井 野 小	まなびサポートうみ	毎月1回昼 休み	全校児童を対象に読み聞かせ や紙芝居、手遊び等
		読書行事	各学級での読み聞かせ
宇 美 中	ママーグース (まなびサポートうみ)	11月読書週 間中の朝読書 の時間	各学級での読み聞かせ・ ブックトーク

宇美東中	まなびサポートうみ	春と秋の学校 が設定した読 書週間	朝読書時間の10分間を5分 拡大して、読み聞かせとブッ クトーク
宇美南中	ママーグース (まなびサポートうみ)	学校が指定し た日の朝読書 の時間	各学級での読み聞かせ

5 町立図書館における読書活動

(1) 初期から中央公民館図書室時代の読書活動

宇美町の図書館の歴史は、町誌によると、昭和24年10月に宇美町公民館条例の制定に伴い公民館が設置され、社会教育の充実を図る目的で、公民館の一室に広さ64㎡、蔵書数500冊で図書室として開設したのが始まりとされています。ただし、図書室としての貸出しや返却等の役割を果たしていたかどうかは不明です。

図書室として機能し始めたのは、昭和54年4月に完成した宇美町中央公民館に図書室が設けられてからです。新刊1,760冊を購入し、蔵書数2,260冊で、一般に開放されました。しかし、当時は、蔵書数も少なかったために、貸出しまでは不可能で、平日の9時から4時までと土曜日の午前中に、閲覧のみという形でスタートしました。次第に、住民の方にも図書室の存在が知られるようになり、2年後の昭和56年2月には、利用者数が1万人を超えるようになりました。

昭和57年8月には蔵書数も増え、これまでの閲覧のみの方式から一人2冊までの貸出しが可能となり、開館（開室）日も休日を含む水曜日、土曜日、日曜日の3日間に変更し、多くの町民が利用しやすいようになりました。

平成元年3月号の広報「うみ」によると、四王寺坂一区公民館では、母親13人が、2か月に1回の割合で約150冊の本を中央公民館図書室から借用して文庫を開設し、2歳から6歳までの幼児を中心に、本の貸出しや絵本の読み聞かせ、紙芝居等の自主活動をしたという記事もあります。

(2) 「働く婦人の家（し～ず・うみ）」図書室時代の読書活動

その後、平成元年5月に「働く婦人の家（し～ず・うみ）」が建設され、施設内に広さ234㎡、72人の閲覧可能な図書室が新設され、中央公民館から移動して開設することになりました。毎年の蔵書数の増加に伴い利用者数も増え、おはなし会が月に1回と定着し、図書事業が充実していくことになりました。

特に、平成6年には、ボランティアによるおはなし会やたなばた会が始まりました。ボランティアによるおはなし会が、現在では、おはなし会「とんとん」として、町立図書館はもとより、町内各所で幅広く活動されています。

また、平成9年11月に、図書事業として、読書ボランティア「手作り布の絵本」
（※3）講座が開設されました。これを機会に、受講者を中心にサークル「ポエム」が結成され、現在も毎週火曜日に町立図書館内で活動中です。

(3) 「地域交流センター（うみ・みらい館）」町立図書館の読書活動

そして、平成19年9月には、「地域交流センター（うみ・みらい館）」が完成し、複合施設として、町民待望の町立図書館（延べ面積5,381㎡）が開館しました。開館時間も休館日以外は、午前10時から午後の7時までとなり、貸出冊数も一人10冊まで可能となり、地域における読書活動の拠点となっています。毎年、図書資料の整備

と充実を図り、平成22年1月末の蔵書数は11万冊を超え、児童書も全体の25.8%に当たる30,039冊となっています。

(4) 平成20年度 年齢別利用状況《表-19》

	年 齢	利用 者 数	貸 出 冊 数	一人当たり冊数
乳幼児	0歳～5歳	1,978人	10,172冊	5.1冊
小学生	6歳～12歳	11,113人	48,552冊	4.4冊
中学生	13歳～15歳	3,732人	12,981冊	3.5冊
高校生	16歳～18歳	1,716人	5,246冊	3.1冊

年間の利用状況で、小学校入学前の乳幼児の中には、乳幼児本人が利用カードを持たない場合があります。この時、保護者名で借りられることが多く、利用者数や貸出冊数等は、数としてカウントされないために、実数は、表の数字よりも多いと考えられます。

また、資料として提示していませんが、図書館の月別利用者統計を見ると、乳幼児は、毎月平均して150人の利用者がありほぼ一定していますが、小・中・高校生は、夏休みを含む7～8月に一番利用しています。年間利用者数を100%としたとき、この時期の小学生は27%、中学生は30%、高校生が23%の利用率を示しています。利用目的については、小学生の場合は《資料編 表-10》から、本を借りるために利用し、中・高校生の場合は《資料編 表-14》から、男子は学習を目的に、女子は本を借りることを目的に図書館を利用しています。

(5) 平成20年度 利用状況

※21年4月1日現在

登録者数	11,879人／人口38,071人(31.2%)
利用貸出数	総利用者数 75,678人 総貸出冊数 302,517冊
見学・体験	原田・早見保育園、宇美幼稚園、町内各小学校、宇美中図書館委員他
視 察	うきは市教育委員会、遠賀町立図書館、北九州市学校図書館研究会他
研 修	宇美商業高校(インターンシップ)、教職10年経過教員研修会他
1日図書館員	小学5～6年生 延18名
調べ学習	町内各小・中学校他

園児は、図書館でのマナーを学ぶとともに、自ら好きな本を選んで楽しむという読書活動を目的に図書館を利用しています。

小学生は、生活科の学習や総合的な学習で、公共施設の役割や施設を運営する人の努力や工夫を学びます。そして、利用する側のマナーや態度を身に付けるために、実際に、町立図書館を教材とし、見学したり、おはなし会の会場として活用したりしています。また、夏休みに、1日図書館員として、午前中の半日、貸出しや返却、配架等の体験をしています。

中学生は、2～3日間の職場体験の場として、図書館職員と同じように、カウンターでの

貸出しや返却の活動のほかに、図書館行事や催し物等の運営を手伝います。

教職員は、教職経験10年を経過した教員の研修の場として、図書館職員と同じ業務を体験し、カウンターでの応対やレファレンス等を通じて、接遇を学びます。

また、平成19年度から「子ども読書の街」づくりの一環として「読む・調べる」習慣の確立を図る学習を導入したことから、夏休み期間中に、児童生徒が、学校の司書や図書館職員に相談しながら、自らの課題解決のために、図書館を活用しています。

(6) 平成21年度 町立図書館の主な事業内容とエントランス展示

月	主 な 事 業 内 容 と 展 示
4月	○ポエムの「布の絵本」展(11～5/24日) ○子ども読書週間スペシャルおはなし会(26日)
6月	○郷土の画家 熊代 駿氏 作品展(6～8/31日) ○小学1年生利用カード申込書配付(30日～) ○宇美町図書館を使った調べ学習コンクール(※4)(以下「調べ学習コンクール」という。)に向けた指導者研修会(24日)
7月	○七夕おはなしの会(8日) ○図書館利用カード配付(夏休み前)
8月	○1日子ども図書館員(6日、8日) ○教職経験10年経過教員の研修受入れ(中:11～15日),(小:18～22日) ○小・中学校司書による調べ学習のレファレンス活動(4～20日)
9月	○小・中学生夏休み作品展 ○宇美南中2年生職場体験(9～11日)
10月	○読書まつり(7～12日) 上映会、ブックリサイクル、スペシャルおはなし会&おりがみ教室、 とんとんのおはなし会、布の絵本展示等 ○調べ学習コンクール作品審査(15日) ○宇美町出身漫画家 はしもと てつじ氏 原画展(7～31日)
11月	○天皇陛下御即位20周年奉祝に伴う展示(1～7日) ○調べ学習コンクール優秀作品展示(10～23日) ○宇美中3年生家庭科キューブパズル作品展示(13～1/17日) ○明るい選挙啓発ポスターコンクール入賞作品展(28～1/7日) ○読書ボランティア養成講座3回(20、27、12/11日)
12月	○宇美町「早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動連携プロジェクト」 (9～1/17日) ○クリスマス・スペシャルおはなし会(25日)
1月 2月	○「写真で見る ふみの里」～昭和への旅～(1/12～2/28日)
3月	○町内陶芸家 中村 伸子氏 作品展(6日から展示予定)

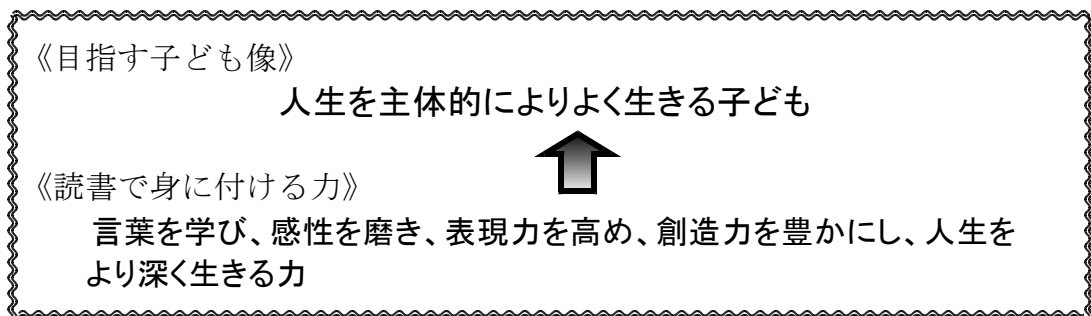
第2章 宇美町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

第一 計画の目的及び目標

子どもは、読書活動を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きていける力を身に付けていきます。

このことは、学習指導要領で強調している「生きる力」を育てることと同じ意味で、読書は、子どもに人生を主体的によりよく生きていける力を身に付けることであるといえます。

★子ども読書活動推進計画の目的



そこで、「宇美町子ども読書活動推進計画」は、上記の目的を達成するために、町立図書館を中心に、家庭、地域、学校及び関係諸機関が連携を図り、下記のとおり、子どもの読書環境の整備や読書機運の高まりを推進することを具体的な目標とします。

★子ども読書活動推進計画の目標

- 1 子どもが様々な場所で本と出会えるように、読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備を進める。
- 2 家庭、地域、保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校、町立図書館、そして町行政の関係各課が連携し協力していく体制の整備と取組を推進する。
- 3 子ども読書活動の重要性のPR、情報提供などの読書活動の普及・啓発に努める。

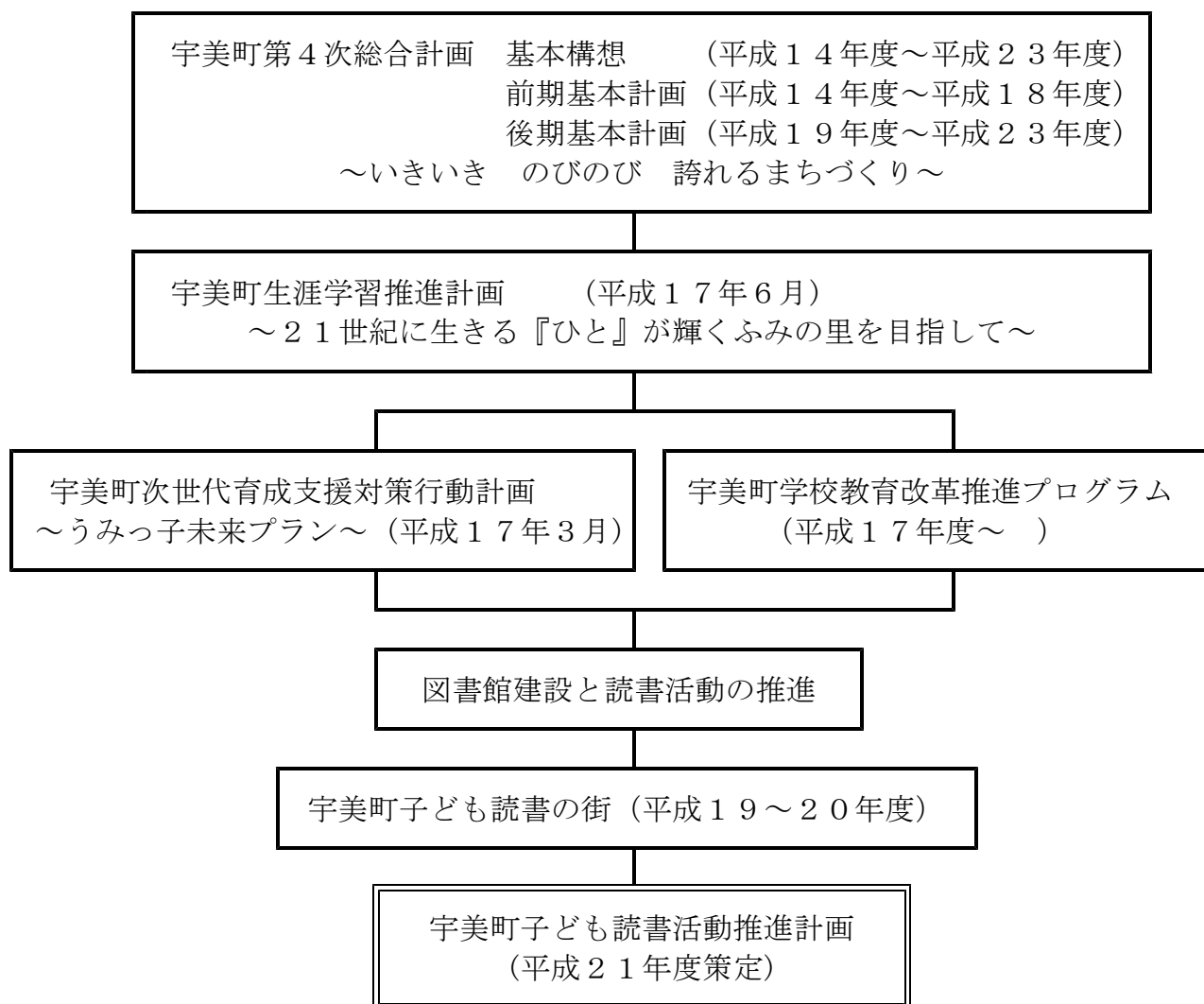
第二 計画の位置付け

「宇美町子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定による「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「文字・活字文化振興法」、平成16年2月に策定された「福岡県子ども読書推進計画」に基づいた計画であり、宇美町における子どもの読書活動推進に関する施策の方向性や取組を示したものです。

宇美町の計画の中での位置付けとしては、宇美町の町政運営の中・長期的指針である

「宇美町第4次総合計画」（平成14年度基本構想）『いきいき・のびのび・誇れるまちづくり』の中に、誰（だれ）もがいつでも学べる環境づくりの一環として、宇美町の人口に見合った蔵書数の整備及び町立図書館の建設が、読書活動推進のスタートとして位置付けられました。その後、平成17年度の「宇美町生涯学習推進計画」の「ふみの里まなびの森」実現のために、図書館建設が明確に打ち出されました。また、同年に策定された「宇美町次世代育成支援対策行動計画」『うみっ子未来プラン』の中で、地域における子育て支援を推進する基本施策として、子どもが積極的に読書活動が行える環境を整備することが具体化され、平成19年度の完成を目指して町立図書館建設が着手されました。学校教育課でも、宇美町学校教育改革推進プログラムに、学校図書館の充実と読書活動の推進を位置付けています。さらに、平成20年度までの「宇美町子ども読書の街」推進事業の発展として、人づくり・まちづくりを目指した生涯学習推進計画に続く実行計画の一つとして、子ども読書活動が位置付けられました。

【宇美町の計画の中での位置付け】



第三 計画の対象

宇美町に在住・在学する18歳以下の子どもを対象とします。

第四 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

第五 計画の推進

1 推進会議の設置

宇美町の読書推進活動を支援し、子どもの読書活動の一層の推進・充実を図ることを目的に、宇美町読書推進会議を設置します。

そこで、各推進主体の施策評価の報告を受け、宇美町読書推進会議の指導助言を通して、子ども読書活動を支援します。

2 読書活動を推進する4つの基本方針・・・4つの推進主体を柱として位置付けます。

- ① 家庭・地域が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ
- ② 保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ
- ③ 宇美町立図書館が主体となって推進する読書活動と他への支援
- ④ 行政各課(主に健康福祉課、学校教育課、社会教育課、生涯学習まちづくり推進室等)が主体となって推進する読書活動と他への支援

3 進行管理

年度末に推進主体の事業の実施状況を集約したり、施策評価を行ったりして、次年度へ生かします。

また、宇美町読書活動推進会議で、各推進主体の計画に基づく施策遂行状況の検証(施策評価)及び、一層の推進に向けた協議を行います。

具体的には、年度当初に立てた目標の達成について、組織マネジメントの手法を取り入れ、P(計画)→D(実践)→C(評価)→A(改善)のサイクルを活用しながら、進行管理を行います。

そのために、

① 推進主体の施策評価

- ア 年度当初あるいは年度途中の計画の施策評価
- イ 計画に基づいた実践についての施策評価
- ウ 次年度の新たな計画についての施策評価

② 推進会議における施策評価

◎ 推進主体の施策評価を基にした推進会議による評価

最初の3年間(平成21年度～平成23年度)は、推進主体の中でも、小・中学校、町立図書館、町の行政各課に焦点を絞り、読書活動についての取組の内容(事業計画と実践)について評価を行います。評価の結果、明らかにされた課題については、事業内容と方法を改善し、次年度の取組に生かせるようにします。

評価項目や評価内容についても、実践を重ねながら検討を加え、平成23年度を目途に目標・計画と評価内容の整合性が図れるようにします。

後の2年間(平成24年度～平成25年度)は、家庭や地域、保育園や幼稚園を含めたすべての推進主体が、目標・計画に応じた評価を行い、次年度の改善が図れるように、進行管理を行います。

第3章 推進に向けた具体的な取組(施策) ～4つの柱の取組～

子ども読書活動を推進するためには、家庭や地域、学校、行政及び子どもを対象とした読書活動団体等が連携し、協同していく体制を整えることが必要です。それぞれの事業を、読書の大切さという観点から見直し、連携が必要な事業については共に協力し合うことで、相乗効果を上げることができます。

そのため、家庭や地域、学校、行政、子どもを対象とした読書活動団体等の取組の進捗状況の把握や情報交換を定期的に行うとともに、ボランティアの人材育成交流の促進やネットワーク化を進めることが望まれます。

また、様々な組織、団体などが一体となって子どもの読書活動を協議する機会を設けるなど、効果的な広報啓発のための事業を実施していくことも必要です。

そこで、平成20年度まで実践してきた「宇美町子ども読書の街」推進の4つの場での活動を、新たに読書活動の4つの推進主体としてとらえ直し、活動内容を明らかにしています。ここでは、それぞれの立場で独自に推進する内容と、他の公共機関や地域・家庭との連携及び働きかけを図りながら推進する内容が考えられます。

- ① 家庭・地域が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ
- ② 保育園・幼稚園・学校が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ
- ③ 町立図書館が主体となって推進する読書活動と他への支援
- ④ 行政各課が主体となって推進する読書活動と他への支援

《 計画の柱 1 家庭・地域が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ 》

家庭の役割

子どもたちは、本来、保護者との温かい触れ合いの中で言葉を学び、様々な体験をすることによって、基本的な生活習慣を確立し、成長していきます。その意味で、家庭は、子どもたちにとって読書活動の基礎を築く上で最も重要な役割を担う大切な場所といえます。生活の基本である家庭は、子ども読書活動の始まりの場所であり、日常的に子どもが本と出会える場所です。そこで、家族が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりすることが大切です。

乳幼児期の保護者のかかわりや様々な体験は、子どもの成長に役立つだけでなく、人格形成や生きていく上で必要な知識の習得に大きな影響を与えます。乳幼児期に家庭で保護者とともに、絵本に触れる楽しい時間を持ったり、町立図書館で共に本に親しんだりするといった本を通じた様々な体験により、子どもの発達は促されます。また、保護者にとっては、絵本を通じたコミュニケーションにより、子育ての楽しさを実感し、子育てに対する不安を解消する一助となります。さらに、このような時期の取組は、自ら本に親しむ子どもを育てる基礎となります。

小学校入学以降においても、子どもが保護者と一緒に読書をしたり、本とかかわる時間を共有したりすることは、心身の発達にとって大変好ましいことです。

保護者が子どもと語らいの時間を持ったり、子どもの発達特性に応じた本と出会う機会を与えたりして、家庭における読書習慣の定着を図っていくことが大切です。

取 組	活 動 の 概 要
○本の読み聞かせ	○家庭内で、子どもに対して、本を読み聞かせる活動を推進していく。
○家庭読書活動	○家庭内で、家族が、子どもと共に読書に親しむ。
○家庭での <u>ノーメディアタイム</u> (※5)	○家庭でルールを作り、TV、ゲーム、携帯電話等のメディアを使わない時間を読書の時間に充てる。

地域の役割

地域は、子どもたちが遊んだり、暮らしたりする社会生活の場です。子どもたちは、地域の人とかかわりながら、様々な活動や生活体験を通じて成長していきます。しかし、個人尊重の考え方が一段と加速する現代の社会では、ほとんどの地域では、昔に比べて住民相互の交流や助け合いが少なくなっているのが現状であり、人々の連帯感や人間関係の希薄化が進んでいるといわれています。

そこで、地域では、地域の活性化を目指し、地域おこしやふれあい祭りなど人間関係を深めるイベントを催したり、様々な世代を含むコミュニティーで、子どもの読書活動を推進していこうとする意識や行動が生まれています。

読書活動に関しては、地域のボランティア活動として、図書館や公民館での読み聞かせ、ブックトークなどの活動のほかに、学校の国語等の教科指導や特別活動、朝読書の中で、直接、子どもに読み聞かせを行ったりしている団体もあります。

子どもたちが、家庭だけでなく、各地域で行われている読書に関する取組に参加したり、地域の人と触れ合ったりしながら読書の機会を持つことは大変重要です。

本町では、平成19年9月に、町民待望の町立図書館が落成オープンし、本格的な図書館サービスを展開できるようになりました。

しかし、町内を見渡したとき、居住地域内では町立図書館以外に、子どもたちが、放課後、身近に本に出会える公共施設がありません。中学校区単位で図書館分館を作ることが理想ですが、各地にある自治公民館を地域の図書文庫として活用する方法を検討していく必要があります。

取 組	活 動 の 概 要
○自治公民館内に図書文庫の開設	○各地区にある自治公民館に図書文庫を開設する準備を行い、開設後に自主的に運営ができるようにする。
○自治会・子ども会ボランティアによる読み聞かせ	○自治会及び子ども会のボランティアが、自治公民館を利用して、読み聞かせを行う。
○読書ボランティアによる園・学校での読み聞かせ	○地域の読書ボランティアが、各園・各学校に働きかけ、朝読書の時間などを利用して読み聞かせを行う。

○ポエムの布の絵本制作と読み聞かせ	○毎週火曜日に図書館にて、布の絵本の制作活動を行い、園・学校等で布の絵本を活用した読み聞かせを行う。
○読み聞かせの会「うみほおずき」の自主研修	○平成20年度文化庁指定で実施した朗読ワークショップを発展させ、読み聞かせに備えて自主的に研修を行う。

※宇美町学習支援者派遣事業「まなびサポートうみ」登録団体（平成21年12月1日現在）

- おはなし会「とんとん」・・・・・・・・ 乳幼児～小学校中学年対象
- おひさまおはなし会・・・・・・・・ 乳幼児以上対象
- 「ブックトークボランティア」・・・ 小学校中学年～中学生対象
- 読み聞かせの会「うみほおずき」 ・ 乳幼児～大人対象

《 計画の柱 2 保育園・幼稚園・学校が主体となって推進する読書活動と他への働きかけ 》

保育園・幼稚園の役割

保育園や幼稚園は、子どもが初めて集団生活を経験し、遊びを中心とした生活の中で言葉を獲得し、様々な表現を身に付けていく場であり、充実した一日一日を送りながら、人間として生きるための基本的な力を身に付けていく場としての役割もっています。乳幼児期の子どもは、絵本や物語と出会うことで、日常生活では触れることのない方言や言葉、様子を表す擬態語や擬音語を通して、想像の世界を広げることができます。

子どもたちは、保育園・幼稚園で読み聞かせをしてもらう中で、楽しい気持ちや不思議な気持ち、愉快的気持ち、悲しい気持ち、身の回りのことへの気付き、心の温かさなど、その場にいるみんなと気持ちを共感することができます。そのような体験を多くすることが、言葉の理解、会話する楽しさ、いろいろな事への興味、豊かな感性を育てることにつながっていくと考えられます。また、乳幼児には理解しにくい事象についても絵本を活用することで、興味を持たせることが可能となります。

子どもたちの読書経験は、目で「読む読書」より先に、耳で「聞く読書」（読み聞かせ）によって始まります。そこで、園では、保育士（教諭）による読み聞かせの時間を設けたり、発達に応じて、一日の生活の中で、ゆっくりと本を読むことができる静かな環境を整えたりして、子どもたちの読書習慣の定着を図ることが大切です。

さらに、各園では、家庭と連携を図りながら、親子の触れ合いの機会となる読み聞かせを推進していくために、保護者会・クラス懇談会などで保護者を対象とした読み聞かせの実施、絵本コーナーの設置や絵本の貸出しなどあらゆる機会を通して、絵本の楽しさや大切さを具体的に伝えることが必要です。また、子育て支援団体などとの連携を図りながら、読書活動の推進の輪を広げていくことも考えられます。日常的な子どもの読書の様子を保護者に知らせることも、読書活動を推進していく上では大切なことです。

絵本の選書については、保育所保育指針や幼稚園教育要領に基づき、発達に応じた絵本を用意し、計画的に子どもたちに出会わせることが重要です。優れた絵本には、

自然の色や形を気付かせ、言葉に対する感覚を磨き、想像力を豊かにする力があります。子どもたちの発達段階に応じた絵・内容・文字をポイントとし、さらに、ねらいや内容を明確にして選ぶことが大切です。そして、乳幼児期に出合わせたい絵本の充実を図り、年間を通して計画的に推進していくことが重要です。

取 組	活 動 の 概 要
○保護者会・ボランティアによる読み聞かせ	○保護者会やボランティアを活用して、読み聞かせを行う。
○保育士（教諭）による読み聞かせ	○保育士（教諭）による読み聞かせを充実させる。
○保護者に対する親子での読み聞かせの働きかけ	○読み聞かせの大切さを保護者に周知し、親子での読み聞かせの機会を作るように促す。
○園児の町立図書館での読書活動（計画的利用）	○園外保育の一環として、町立図書館を利用し、自ら本を選ばせ、読書に親しませる。

学校の役割

学校図書館は、資料の収集・整理・保存・提供などの活動を通し、学校教育の充実と発展及び文化の継承と創造に努める役割があります。そして、新学習指導要領では「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と示されています。

また、学校図書館法に目的が二つ明記してあります。一つは、「学校の教育課程の展開に寄与する」です。各学校が、編成された教育課程を計画通りに実行するには、計画を可能にする豊富な教材（メディア）が不可欠です。学校長の学校経営要綱や学力向上プランに読書指導を明確に位置付けるとともに、学校長を中心として全職員が子どもの読書活動の推進にかかわっていくことが重要です。それだけに学校図書館としては、どの教科の、どの単元で、どのような教材が必要かを教育課程の編成段階から把握する必要があります。目的の二つ目は、「児童又は生徒の健全な教養を育成すること」です。これからの学校は、新学習指導要領に示されているとおり、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度を身に付けることが求められています。しかし、これらの「生きる力」や「学ぶ意欲」は、教科の学習によってのみ育てられるものではありません。自分と向き合い、自分のペースで進めることができる読書活動を通して、豊かな心を育てるとともに、生きる力や学ぶ意欲を育てることになります。

学校では、従来から国語科などの各教科をはじめ、様々な場面で読書活動を行ってきました。読書活動は、子どもの発達段階に応じた読書習慣を定着させる意味で大きな役割を担っています。教師の働きかけにより、子どもは読書に親しむ態度やより確かな読書習慣を身に付けていくことができます。

文部科学省は、文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月3日付)を公表し、読書活動を国語力の向上に有効な手段として位置付け、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことを最大の目標に掲げ、すべての教科で読書活動に取り組むように提言しています。

したがって、これからの学校図書館は、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、子どもが自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能、豊かな感性や情操を育む読書センターとしての機能を発揮する図書館づくりが求められます。そして、子どもたちが読みたい調べたいと思うような環境づくりや教職員の教材研究に耐えうるような環境整備に努めなければなりません。

宇美町では、平成21年度から、児童生徒に、自ら考え判断し表現する力を育てるために調べ学習コンクールを始めました。子どもたちが、図書館を活用して調べ学習を深めれば深めるほど、子どもたちに対する相談・助言としてのレファレンス・サービス(※6)が必要となり、学校における司書の役割も重要となってきますので、人的条件も整備していかねばなりません。

取 組	活 動 の 概 要
○PTAへの親子読書の呼びかけ	○学校から各家庭へ、読書の意義を知らせ、親子読書ができるように働きかける。
○PTA・読書ボランティアによる読み聞かせ	○PTAあるいは地域のボランティアに依頼し、朝読書の時間を利用して、読書体験の幅を広げる。
○学校図書館活用年間計画の立案と計画的活用の促進	○図書館活用年間計画を作成し、各教科等の日常での学習の中で、図書館を計画的に活用する。
○朝の10分間読書の充実	○落ち着いた心で、1日がスタートできる時間帯に、学校一斉の読書活動を進める。
○教師による読み聞かせ	○担任や担任外の先生が積極的に読み聞かせを実施し、読書の幅を広げる。
○朗読大会や暗唱大会の実施	○教科書教材を用いて、朗読大会、暗唱大会などを通して、数多くの名文に親しませる。
○校長室文庫及び心の愛読書の活用	○校長室文庫や学級文庫の活用を図り、子どもの読書の質を高める。
○学校図書館の環境整備	○教育課程を展開する上で資料センター、学習情報センター、読書センターとしての機能を発揮できるような環境条件と人的条件の整備を図る。
○特別支援を要する子どもへの支援	○図書館のバリアフリー化に努めたり、教師や友達による読み聞かせをしたりして、読書支援をする。
○読書感想文、感想画コンクールへの積極的応募	○学校図書館協議会が募集している読書感想文や読書感想画コンクールへの積極的な応募を通して、物語などへの読みを深め、想像力や感性を豊かにする。

○学校間ネットワークシステムの構築	○各学校ともに、自校の特色を生かした図書館を整備し、学校間で相互貸借(※7)ができるようにする。
○調べ学習コンクールへの積極的参加	○宇美町調べ学習コンクールに参加し、学校図書館、町立図書館等を利用して調べた学習の成果を発表する。
○中・高校生による図書館での職場体験	○職場体験の一環として、町立図書館で2～3日間の体験活動を通して、図書館の役割を体得させる。

《 計画の柱 3 町立図書館が主体となって推進する読書活動と他への支援 》

町立図書館の役割

図書館は、子どもたちが本と出会い、読書の楽しさを味わう場であり、学習の助けとなる必要な情報を入手する場でもあります。図書館の役割は、たくさんの本や情報を集めて、すべての人が目的に応じて調べものをしたり、自由に本を読んだり、借りたりできるようにする資料センター、学習情報センター、読書センターとしての機能を発揮することです。購入希望に応じるリクエストサービス(※8)や利用者(子どもたち)の相談に応えるレファレンスサービス、各種団体への団体貸出サービス(※9)など各種のサービス業務も役割の一つです。

また、図書館の魅力は、読みたい本や調べたい本がたくさんあること、読書のきっかけづくりができること、課題解決を助ける専門の司書がいることです。

さらに、図書館は、保護者や読書ボランティアなどにとって、子どもを対象とした本についての情報が得られる場所でもあります。図書館での読み聞かせやおはなしの会などは、保護者と子どもと一緒に本の楽しさに触れ、本を読む楽しさを理解し、本に親しむ心を育むことができる機会といえます。

町立図書館は、開館して2年を経過しましたが、「ふみの里まなびの森」の中核としての機能を発揮して、これまで以上に保育園や幼稚園・学校などの教育関係機関との連携を深めたり、読書ボランティアの人材を育成したり、子ども読書活動にかかわる人たちと積極的に協力し支援したりして、読書活動を推進していく役割があります。

取 組	活 動 の 概 要
○発達段階に応じた図書資料の整備	○絵本や読み物などニーズが高い多様な資料を収集し、資料センター、学習情報センター、読書センターとしての機能を発揮できるようにする。
○園・学校・家庭・地域への情報発信	○広報誌「うみ」や図書館便りを通じて、各所へ図書館状況及び新刊・話題の本等を知らせる。
○図書館職員によるおはなし会の開催	○おはなし会団体と連携を図り、読書まつりのほか、定期的に町立図書館職員によるおはなし会を開く。

○おはなしの会団体への支援	○「とんとん」「ポエム」「うみほおずき」などの地域ボランティアに対して、情報提供及び活動を支援する。
○読み聞かせボランティアの人材育成	○園・学校における読み聞かせボランティアを養成するための講座を開設し、人材の育成を図る。
○読み聞かせボランティア団体との連絡会	○町立図書館が中心となり、読み聞かせボランティアの各種団体と定期的に連絡会を開き、相互理解を図るようにする。
○新1年生対象の図書館利用カードの発行	○各小学校を通して町立図書館利用カードの作成を保護者に呼びかける。
○調べ学習に応じる支援	○夏休みを中心に子どもたちの調べ学習に対して、興味・関心の高い資料を揃えたり、レファレンス・サービスを充実したりして、児童生徒を支援する。
○特別支援を要する児童生徒への支援	○車イスの利用はもとより、大型絵本、大活字本や点字本、布の絵本等の資料の整備及び充実を図るとともに貸出しについても検討する。
○読書まつりの企画・運営	○読書に関する啓発事業を兼ねて、講演会やスペシャルおはなし会や布の絵本展示、除籍した雑誌の配布などの催物を行う。
○季節性、話題性、親近性を考えた展示コーナーの工夫	○図書に関する作品(絵本、絵画、雑誌等)を、季節性やそのときの話題性、児童生徒が身近に感じる親近性等の内容を工夫し、展示する。
○移動図書館や自治公民館等での図書文庫開設の検討	○読書運動を広めるために、移動図書館号の導入や自治公民館内での図書文庫開設を検討する。
○学校の図書司書、司書教諭、図書館司書とのネットワーク化	○三者の連絡会を定期的に行い、相互の連携を深めるとともに、学校間の相互貸借やレファレンスができるようにする。
○子ども1日図書館員の実施	○町内在住の小学生に呼びかけ、夏休み期間中の1日を使って、図書館の仕事を体験させる。
○中・高校生の職場体験の受け入れ	○中・高校生の職場体験を受け入れ、学校のキャリア教育推進を支援する。
○団体貸出しの実施	○園・学校及び各行政区の子ども会等で子どもの読書活動を行っている団体を対象に貸出しを行う。
○生活科・総合的な学習等の学習見学の場の提供	○町立図書館が、生活科、総合的な学習等の学習の場として活用されるように各小・中学校と連携を深め、子どもたちに親しみをもたせる。
○県立図書館及び福岡地区、糟屋地区図書館との連携	○県、福岡地区、糟屋地区の図書館等協議会と連携し、情報を収集するとともに、 <u>相互貸借(※9)</u> 関係がスムーズに行くようにする。

行政の役割

行政機関は、生涯にわたって、子どもたちと深いかかわりを持ちながら、支援し見守っていきます。特に、読書活動を進めていく時、本町の行政各課（健康福祉課、学校教育課、社会教育課、生涯学習まちづくり推進室等）は、子どもたちが生まれる前（母親の胎内にいるとき）から保育園・幼稚園、小・中学校、そして、高校を卒業するまでの成長の過程に応じて、子どもたちに読書習慣や読書力が身に付くように、各推進主体が読書活動を進めやすいように支援していくという重要な役割があります。

取組	主管課	活動の概要
○妊婦や親（子）を対象とした読み聞かせ	健康福祉課	○各種講座や事業の中に、読み聞かせなど読書にかかわるものを取り入れ、啓発を行う。
○ブックスタート事業	健康福祉課 町立図書館	○7か月健診時に絵本を渡し、読み聞かせを通じて親子のコミュニケーションを図る。
○「うちの読書アルバム」の配布	健康福祉課 町立図書館	○「うちの読書アルバム」を配布し、読書を記録することで家庭読書の習慣化を図る。
○学校図書館、校長室文庫の支援	学校教育課 町立図書館	○図書充実を図るため団体貸出しをしたり、財源確保に努めたりする。
○調べ学習コンクールの実施及び指導者研修会	学校教育課 町立図書館	○子どもたちが図書館を活用し、調べ学習力が身に付くように、宇美町調べ学習コンクールを実施するとともに、指導者のための研修を行う。
○学校図書館ネットワークづくり	総務課 学校教育課	○学校図書館、町立図書館間の相互貸借や人的交流ができるように支援する。
○町立歴史民俗資料館における調べ学習の支援	社会教育課	○小・中学生の調べ学習に対して、調べる内容や方法について支援する。
○早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動の連携	学校教育課 社会教育課	○学校・地域・家庭と連携し、基本的な生活習慣づくりの一環として、早寝早起き朝ごはん、あいさつ運動と併せて読書活動を推進する。
○子ども読書活動の広報支援	全課	○地域住民に対して、子ども読書について、広報誌や図書館展示等を通して、PRを積極的に行う。

「宇美町子ども読書活動推進計画」の実施体系

推進主体	取組	連携及び働きかける関係機関	H19～20の子ども読書の街推進事業	子ども読書活動推進計画整備目標					備考	
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
家庭 ／ 地域 ／ 域	本の読み聞かせ	健康福祉課 学校教育課	前からの継続	拡充					→	
	家庭読書活動	園・学校	前からの継続	拡充					→	
	家庭でのノーメディアタイム	園・学校		実施					→	
	自治公民館内での図書文庫の開設	社会教育課 町立図書館		検討	→	一部実施			→	
	自治会・子ども会ボランティアによる読み聞かせ	社会教育課 まちづくり推進室		検討	→	一部実施			→	
	読書ボランティアによる保・幼・学校での読み聞かせ	園・学校	前からの継続	継続 拡充					→	
	ポエムの布の絵本制作と読み聞かせ	町立図書館 学校	前からの継続	拡充					→	
	「うみほおずき」の自主研修	まちづくり推進室	研修実施	実施					→	
保育園・幼稚園 ／ 学 ／ 校	保護者会ボランティアによる読み聞かせ	独自	前からの継続	継続 拡充					→	
	保育士(教諭)による読み聞かせ	独自	前からの継続	継続					→	
	保護者に対する親子での読み聞かせの働きかけ	独自	前からの継続	継続 拡充					→	
	園児の町立図書館での読書活動(計画的利用)	町立図書館 健康福祉課	H19～実施	継続 拡充					→	
	PTAへ親子読書の呼びかけ	家庭		実施					→	
	PTA・読書ボランティアによる読み聞かせ	家庭 地域	前からの継続	継続					→	
	学校図書館活用年間計画の立案と計画的活用の促進	独自		実施					→	
	朝の10分間読書の充実	独自	前からの継続	継続					→	
	教師による読み聞かせ	独自	一部継続	実施					→	
朗読大会や暗唱大会の実施	学校教育課		実施					→		

推進主体	取組	連携及び働きかける関係機関	H19～20の子ども読書の街推進事業	子ども読書活動推進計画整備目標					備考	
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
校	校長室文庫及び心の愛読書の活用	学校教育課 町立図書館	前からの継続	継続						
	学校図書館の環境整備	学校教育課	前からの継続	推進						
	特別支援を要する子どもへの支援	学校教育課		実施						
	読書感想文、感想画コンクールへの積極的応募	学校教育課	前からの継続	継続						
	学校間ネットワークシステムの構築	学校教育課 町立図書館	前からの継続	推進						
	調べ学習コンクールへの参加			実施						作品展示
	中・高校生による図書館での職場体験	町立図書館	前からの継続	継続						
町立図書館	発達段階に応じた図書資料の整備	家庭・地域 学校教育課	前からの継続	拡充						
	園・学校・家庭・地域等への情報発信	家庭・地域	前からの継続	拡充						
	図書館職員によるおはなし会	家庭		実施						読書まつりほか
	おはなしの会団体への支援	地域	前からの継続	拡充						
	読み聞かせボランティアの人材育成	まちづくり推進室	H19～実施	継続						
	読み聞かせボランティアとの連絡会	地域 家庭		実施						
	新1年生の利用カードの発行	小学校	前からの継続	継続						
	調べ学習に応ずる支援	学校		実施						
	特別支援児童生徒への支援	園・学校	前からの継続	拡充						
	読書まつりの企画・運営	独自	前からの継続	推進						
	展示コーナーの工夫	学校教育課	前からの継続	推進						
	移動図書館や自治公民館等での図書文庫開設の検討	総務課 社会教育課		検討						

推進主体	取組	連携及び働きかける関係機関	H19～20の子ども読書の街推進事業	子ども読書活動推進計画整備目標					備考	
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
町立図書館	学校司書、司書教諭、図書館司書との連絡会	学校教育課 学校	／	検討						定期会 合開催
	子ども1日図書館員の実施	学校	前からの継続	拡充						小学校低学年 から中学生へ
	中・高校生の職場体験受入れ	学校	前からの継続	継続						
	団体貸出しの実施	地域・学校	前からの継続	拡充						各団体へ
	学習見学の場の提供	学校	前からの継続	継続						
	各地区公立図書館との連携	他市町	前からの継続	継続						
行政各課	取組	主管課	子ども読書の街推進事業	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		備考
	妊婦や親(子)を対象とした読み聞かせ	健康福祉課	前からの継続	継続						
	ブックスタート事業	健康福祉課	前からの継続	継続						
	「うちの読書アルバム」の配布	町立図書館	H19～実施	継続						
	学校図書館、校長室文庫の支援	学校教育課	H19～実施	継続						
	調べ学習コンクール実施及び指導者研修会	町立図書館	／	実施						優秀作品 は全国へ
	学校図書館ネットワークづくり	総務課 学校教育課	／	検討						
	町立歴史民俗資料館における調べ学習の支援	社会教育課	／	実施						
	早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動の連携	学校教育課 社会教育課	／	実施						
子ども読書活動の広報支援	全課	前からの継続	継続							

「継続」：平成20年度までに実施しているもので、今後も同様な内容で実施するもの。

「推進」：平成20年度までに実施しているもので、今後はより内容の充実を図りながら実施していくもの。

「実施」：平成20年度までは実施していないが、平成21年度以降、新たに実施が決定しているもの。

「検討」：将来の検討としているもの。

「拡充」：平成20年度までに実施しているもので、平成21年度以降も内容の充実と広く底辺の拡大を図って実施していくもの。

「宇美町子ども読書活動推進計画」グランド・デザイン

目的

人生を主体的によりよく生きる子どもの育成

↑

言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力の育成

目標

- 1 子どもが、様々な場所で本と出会うような読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備
- 2 家庭、地域、保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校、町立図書館、そして、町行政の関係各課が連携し協力していく体制の整備と取組の推進
- 3 子ども読書活動の重要性のPR・情報提供など読書活動の普及・啓発

- ①読書活動につながる教育内容・方法の工夫
- ②本との出会いを増やす環境づくり
- ③学校図書館・町立図書館・他市町図書館との連携
- ④子どもへ推薦図書の普及・啓発
- ⑤読書ボランティア、町民による読書活動推進への支援

学校・町立図書館の機能の発揮

読書センター・学習情報センター・資料センター

①家庭・地域における推進	③町立図書館における推進	②保・幼・学校における推進
<ul style="list-style-type: none"> ○本の読み聞かせ ○家庭読書活動 ○家庭でのノーメディアタイム ○自治公民館に図書文庫開設 ○自治会・子ども会による公民館での読み聞かせ ○読書ボランティアによる保幼・学校での読み聞かせ ○ポエムの布の絵本制作と読み聞かせ ○「うみほおずき」の自主研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館職員によるおはなし会 ○読み聞かせボランティア育成 ○読み聞かせ団体との連絡会 ○新1年生の利用カード発行 ○調べ学習に応じる支援 ○特別支援児童生徒への支援 ○読書まつりの企画・運営 ○図書館と学校司書の連絡会 ○子ども1日図書館員の実施 ○中・高生の職場体験の受入れ ○学習見学の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○指導者による読み聞かせ ○親子読書の呼びかけ ○町立図書館の計画的活用 ○朝の10分間読書の充実 ○朗読大会や暗唱大会の実施 ○校長室文庫及び心の愛読書の活用 ○特別支援児童生徒への支援 ○学校間ネットワークの構築 ○調べ学習コンクール参加 ○中・高校生の職場体験活動

④行政各課における読書活動	
<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦や親（子）への読み聞かせ ○「うちの読書アルバム」配布 ○調べ学習コンクール実施と指導者研修会 ○早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート事業 ○学校図書館、校長室文庫の支援 ○歴史民俗資料館による調べ学習の支援 ○子ども読書活動の広報支援

《現状と課題》

- 小・中・高校生の8割以上は読書が大切だと考え、7割以上が読書の楽しさを知っている。
- 発達段階に応じて、読書の目的が、事実を知ることから心を豊かにすることへと移っている。
- 子どもの言語力や表現力、コミュニケーション力等の能力が低下している。
- 小学校高学年から中・高校生は、学校及び町立の図書館利用率が低い。
- 各学校ともに学校組織あるいは学年組織として、学習場面での調べ学習体験が少ない。

推進主体による読書活動及び関係機関との連携・働きかけ

	家庭・地域との連携・働きかけ	園・学校との連携・働きかけ	町立図書館との連携・働きかけ
家庭地域の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○本の読み聞かせ ○家庭読書活動 ○家庭でのノーメディアタイム ○自治公民館内に図書文庫の開設 ○自治会・子ども会による読み聞かせ ○読書ボランティアによる読み聞かせ ○「ポエム」の布絵本制作と読み聞かせ ○「うみほおずき」の自主研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者・地域ボランティアによる園・学校での読み聞かせ ○「とんとん」による学校での読み聞かせ 	<ul style="list-style-type: none"> ○「とんとん」による月2回のおはなし会 ○布の絵本「ポエム」による絵本制作とおはなし会
保・幼・学校の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者に対する親子での読み聞かせの働きかけ ○家庭でのノーメディアタイムへの積極的な働きかけ ○読書ボランティアに対する働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○園・学校の指導者による読み聞かせ ○学校図書館活用年間計画の立案と計画的活用 ○朝の10分間読書の充実 ○朗読大会や暗唱大会の実施 ○校長室文庫及び心の愛読書の活用 ○特別支援を要する子どもへの読書支援 ○読書感想画、感想文コンクールへの応募 ○学校間のネットワークシステムの構築 ○調べ学習コンクールへの積極的参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○町立図書館を利用した園外保育（図書利用の時間）及び小学校の生活科見学 ○中・高校生による職場体験 ○町立図書館での調べ学習 ○校長室文庫 ○1日子ども図書館員活動の支援
町立図書館の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域へ情報発信 ○地域ボランティアおはなし会の支援 ○図書館ボランティア養成講座の実施とボランティア人材の養成 ○読み聞かせボランティアとの連絡会 ○自治公民館図書文庫開設への働きかけと支援 ○地域への団体貸出し ○他地区公立図書館との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○新1年生の利用カードの発行の働きかけ ○調べ学習に応じる支援 ○図書司書、司書教諭、図書担当者で図書館との連絡会 ○園外保育や生活科見学の場の提供 ○中・高校生の職場体験受入れ ○学校への団体貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じた図書資料の整備 ○図書館職員によるおはなし会 ○新1年生の利用カードの発行 ○特別支援児童生徒への支援 ○読書まつりの企画・運営 ○季節性・話題性・親近性を考えた展示コーナーの工夫 ○移動図書館や自治公民館等での図書文庫開設の検討 ○1日子ども図書館員活動の実施
行政各課の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦や親(子)への読み聞かせ ○ブックスタート事業の働きかけ ○「うちの読書アルバム」の配布 ○早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動の働きかけ ○町立歴史民俗資料館における小中学生の調べ学習の支援 ○子ども読書活動の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館、校長室文庫の支援 ○調べ学習コンクールの実施及び指導者研修会 ○児童生徒への調べ学習の指導 ○学校図書館ネットワークづくり ○早寝早起き朝ごはん・読書活動・あいさつ運動の連携 ○子ども読書活動の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○図書施設の支援 ○調べ学習コンクール優秀作品の展示依頼

㊦ゴシック体……………推進主体

明朝体……………他機関との連携と働きかけ

資料1

各種統計資料

1 「宇美町次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」(平成21年3月)より

(調査期間 平成21年2月20日～平成21年3月13日)

(調査対象 就学前の乳幼児・小学生の保護者、中学生、高校生世代)

①乳幼児 1,611人 ②小学生 1,099人 ③中学生 627人 ④高校生世代 600人

なお、表中の数字の単位は、すべて%を表す。

(1) 乳幼児の読書活動の実際

《表①》ブックスタート事業の親の認知度 (調査人数=1,063)

※調査人数を以下人数と表示する。

	知っている	知らない
0歳児の親	50.1	49.0
1～2歳児の親	46.6	52.1
3～5歳児の親	35.3	63.2
全体	43.4	55.4

《表②》ブックスタートで受けとった絵本の読み聞かせ (人数=840)

よくしている	33.2
時々している	45.2
あまりしていない	13.1
していない	8.5

《表③》ブックスタートの絵本の内容について (人数=840)

とてもよい	31.0
よい	47.4
あまりよくない	3.0
よくない	0.6
わからない	15.6

《表④》乳幼児の読書 (読み聞かせを含む) (人数=1,063)

よくしている	31.5
時々している	45.7
あまりしていない	16.7
していない	5.6

《表⑤》乳幼児の読書のために必要なこと (人数=1,063)

家庭で本を読む時間をつくる	75.4
親子で図書館に行く機会をつくる	15.1
おはなし会等の行事に参加する	4.3
必要と思われるものはない	2.3
その他	1.2

《表⑥》親と一緒に乳幼児の「うみ・みらい館」(図書館)の利用状況 (N=1,063)

よく利用している	18.7
時々利用している	31.9
あまり利用していない	14.0
利用していない	34.7

(2) 家庭生活における小学生の読書活動の実際

《表⑦》 小学生の家庭での読書(読み聞かせ)の状況 (N = 897)

	1～3年生	4～6年生
よくしている(していた)	22.7	18.9
時々している(していた)	39.6	32.3
あまりしていない(していなかった)	27.3	27.0
していない(していなかった)	9.5	19.8

《表⑧》 家庭生活上で子どもの読書のために必要なこと (N = 897)

家庭で本を読む時間をつくる	51.7
親子で図書館に行く機会をつくる	33.7
おはなし会等の行事に参加する	2.0
その他	2.5
必要と思われるものはない	6.1

《表⑨》 うみ・みらい館(町立図書館)の利用状況 (N = 897)

よく利用している	19.4
時々利用している	40.2
あまり利用していない	24.0
利用していない	15.5

《表⑩》 うみ・みらい館(図書館)を利用する目的 (回答複数)(N = 535)

	1～3年生	4～6年生
本を借りる	92.7	89.5
本を読む	44.0	41.5
DVDやCDを借りる	29.7	29.8
調べ物をする(情報収集を含む)	25.6	30.2
DVDやCDを視聴する	12.8	12.8
学習する	5.9	13.2
おはなし会に出席する	0.0	1.2
その他	2.9	4.7

(3) 家庭生活における中・高校生の読書活動の実際

《表⑪》中・高校生の本の好嫌度 (N = 797)

	中学男子	中学女子	高校男子	高校女子
好き	39.4	47.3	40.6	45.5
やや好き	36.7	36.7	36.5	34.7
やや嫌い	15.2	10.9	16.7	12.4
嫌い	8.3	4.8	5.2	7.4

《表⑫》中・高校生の読書の状況 (N = 797)

	中学男子	中学女子	高校男子	高校女子
よくしている	25.4	29.3	21.9	27.3
時々している	42.8	46.0	33.3	30.6
あまりしていない	21.2	18.3	33.3	28.1
していない	9.8	6.1	10.4	14.0

《表⑬》うみ・みらい館(図書館)の利用について (N = 797)

	中学男子	中学女子	高校男子	高校女子
よく利用している	6.8	4.8	5.2	7.4
時々利用している	15.9	19.9	12.5	28.9
あまり利用していない	42.4	45.3	37.5	33.1
利用していない	34.5	29.6	43.8	30.6

《表⑭》うみ・みらい館(図書館)を利用する目的 (回答複数)(N = 139)

	中学男子	中学女子	高校男子	高校女子
学習する	53.3	58.4	82.4	56.8
本を借りる	46.7	67.5	52.9	63.6
本を読む	48.3	49.4	41.2	47.7
調べものをする	30.0	35.1	41.2	29.5
DVD、CDを借りる	20.0	22.1	17.6	20.5
DVD、CDの視聴	5.0	9.1	0.0	2.3
その他	1.7	1.3	0.0	0.0

2 平成19年度「宇美町立小中学校児童生徒読書活動実態調査」(平成20年3月)より
 (調査期間 平成20年2月1日～28日)
 (調査対象 町内全小学校児童・中学校生徒)
 回答数 小学生 2,178人(97.4%) 中学生 1,066人(91.7%)

なお、表中の数字の単位はすべて%を表す。

○学校生活における小・中学生の読書活動の実際

《表⑮》平成20年2月に読んだ本の冊数

読んだ冊数	小学生	中学生
0冊	3.0	12.6
1冊～3冊	27.7	59.1
4冊～6冊	23.7	14.8
7冊～9冊	16.5	5.6
10冊～20冊	17.7	5.0
20冊以上	11.4	2.8

《表⑯》本を読まなかった理由

	小学生	中学生
本を読む時間がない	40.0	39.3
本を読むのが嫌い	33.3	30.0
読みたい本がない	22.7	27.1
その他	40.0	3.6

《表⑰》本を読む時間がなかった理由

	小学生	中学生
勉強(塾や宿題)	33.3	36.7
スポーツクラブやおけいごと	25.0	33.0
友達との遊び	25.0	17.4
ゲームやテレビ	16.7	11.9
その他	0.0	0.9

《表⑱》平成20年2月の1か月間の学校図書館及び町立図書館の利用

場所 校種 利用回数	学校図書館		町立図書館	
	小学生	中学生	小学生	中学生
0回	4.6	38.5	38.7	65.9
1回～2回	15.6	23.5	26.5	20.5
3回～4回	25.9	14.4	15.6	6.3
5回～6回	22.8	9.5	7.6	3.3
7回～10回	14.5	4.9	4.9	1.5
11回～	16.6	9.2	6.7	2.5

資料2

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号公布・施行)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書推進基本計画)

第8条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画という。」)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進に状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動基本計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子ども読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することがないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

国の「子ども読書活動推進に関する基本的な計画」について

(平成14年8月9日 文部科学省から各都道府県へ通知)

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が策定するもので、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進する観点から、平成14年度からおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示したものである。

(主な方策の概要)

1. 家庭地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣の形成のために、家庭での取組を推進する図書館・公民館等の地域での事業の充実、文庫活動などを実施する民間団体の活動の場の確保などの施策の実施に努めること。

2. 図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館は読みたい本を自由に選択し、子どもが読書の楽しみを知ることができる場所であり、必要なスペースの確保や、児童図書・在留外国人に対してのレファレンスの充実、図書ボランティアの参加促進等に努めること。

3. 学校における子ども読書活動の推進

学校においては、読書に親しむ態度を育成し、読書環境を確立するため、朝の読書などの取組を一層普及させるとともに、学校関係者の意識の高揚などによる読書指導の充実を図ること。障害のある子どもへの環境の工夫、機器の活用などを行うこと。

また、幼稚園や保育所においては、読み聞かせなど読書の楽しさと出会う活動を推進すること。

4. 公共図書館の整備・充実

公立図書館の図書資料の整備及び設備等の整備・充実を図るとともに司書の研修等の充実などを通じて、地域での子ども読書活動に積極的な役割を果たせるように取り組むこと。障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実を図ること。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めること。

5. 学校図書館の資料・設備等の整備・充実

学校図書館は、図書館資料の整備を図るとともに、施設・設備の整備・充実や情報化に努め、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動、読書活動及び総合的な学習の時間などにおいて多様な教育活動の推進を図ること。

あわせて、地域のボランティアなどの外部人材の活動支援を図ること。

6. 学校図書館の活用のための人的配置の推進

学校図書館法の規定により、平成15年4月以降、学級以上の小学校、中学校、高等学校、盲・聾（ろう）・養護学校には司書教諭を置くこととされており、有資格者の養成・発令の促進を図るとともに、担当事務職員及び教職員間の連携を促進すること。

7. 「子ども読書の日」を中心とする啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業の実施に努めるとともに、優れた取組の省令及び優秀な図書の普及などを通じて、広く啓発広報に努めること。

8. 推進体制の整備

家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組を推進する観点から、連携・協力の具体的方策の検討や関係者間の情報交換などを行うため、学校、図書館、教育委員会、健康・福祉行政担当部局等の関係行政機関、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備するよう努めること。

資料4

文字・活字文化振興法

（平成17年7月29日法律第91号公布・施行）

（目的）

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章をひとに提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基盤とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の受容に適切に対応できるようにするため、必要な一の公立図書館を設置し、及び適切に配置するように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方故郷団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文化・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

資料5

省略

「福岡県子ども読書推進計画」について

(平成16年2月策定)

「福岡県子ども読書推進計」は、法第9条第1項の規定に基づき策定され、子どもの読書活動推進の教育行政施策としての明確な位置付け、平成15年度から19年度までの5年間にわたる基本理念及び施策推進のための基本の方針を示したものである。

(主な方策の概要)

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭における読書環境の充実のために、PTA 研修会や家庭教育手帳等の活用などを通じて保護者への家庭における役割への理解推進を図ること。

2 地域における子どもの読書活動

県立図書館での市町村図書館職員やボランティアへの研修を実施すると共に、県内のボランティアのネットワークの実態把握、学習機会や情報の提供等を図ること。

青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」として、研修会等の実施に努めること。

3 学校における子どもの読書活動の推進

各学校対象の調査を継続的に実施すると共に学校と青少年アンビシャス運動が連携した取組の推進を図ること、障害がある子どもの読書活動の推進に努めること。

あわせて、教諭、司書を対象とした情報化についての講座の実施に努めること。

また、幼稚園や保育所では教職員や保育士の理解を図るなど、乳幼児が本に親しむ活動の推進に努めること。

4 公立図書館での諸条件の整備・充実

おはなし会の実施や子ども読書に関する行事等の情報提供に努めると共に障害のある子ども用の資料や日本語以外の資料の整備に努めること。

市町村の図書館専門職員等及び学校図書館司書・司書教諭を対象とした医術研修の実施、県立図書館職員の派遣などに努めること。

また、関係機関と連携し、県内の子どもの読書活動に関する調査に努めること。

5 学校図書館での諸条件の整備・充実

司書教諭研修会や県立高等学校図書館司書研修会の実施に努めること。

6 幼稚園・保育所での諸条件の整備・充実

本にふれられるスペースの確保や発達段階に応じた図書の選定を求めること。また、幼稚園新規採用教員研修において、読み聞かせ講座の実施に努めること。

7 公民館等での諸条件の整備・充実

子どもの読書環境向上のための整備促進を期待すること。

8 市町村の推進体制の整備

実情に合わせた基準・方針等を明らかにし、「市町村子ども読書活動推進計画」の策定が必要。

9 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

県立図書館において、拠点館方式による資料搬送、インターネットワークシステムなどの情報の高度化を図ると共に福岡県学校図書館協議会、県立3大学と連携して、資料の相互貸借等に努めること。

10 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

毎年、県内の状況を調査・把握しながら、福岡県子ども読書推進計画の進行管理を行うことや「子ども読書の日」の意義等についての普及・啓発などあらゆる機会を通じた啓発広報の推進に努めること。

資料7

宇美町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(平成21年6月1日 教育委員会告示第5号)

(設置目的)

第1条 子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、宇美町子ども読書活動推進計画を策定するため、宇美町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宇美町子ども読書活動計画の策定に関すること。
- (2) その他調査研究に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、教育長及び次に掲げる者につき教育長が委嘱し、又は任命する委員15名以内をもって組織する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他教育長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会設置の日から平成22年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に委員以外のものの出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を宇美町教育委員会社会教育課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

資料8

宇美町子ども読書活動推進計画策定委員名簿

	団 体 名	氏 名	所 属 等
委員長	学識経験者	河 井 律 子	福岡県立図書館副館長
副委員長	小中学校長会	山 野 芳 朗	宇美東小学校長
委 員	P T A 連 合 協 議 会	福 田 武	宇美東中学校 P T A 会長
〃	子ども会育成会	齊 藤 博 子	子ども会育成会連絡協議会長
〃	学校図書館司書部会	下 村 桂 子	宇美東小学校司書
〃	保育園・幼稚園	喜 多 直 哉	宇美八幡宮保育園副園長
〃	子育て支援団体	川 上 利 香	子育てネットワーク・う～みん代表
〃	読書ボランティア	境 邦 子	おはなし会「とんとん」代表
〃	区長会	毛 利 公 亮	区長会代表
〃	学識経験者	稲 光 勇 雄	前宇美町立図書館長
〃	学識経験者	小 林 智 恵 子	教育委員
〃	学識経験者	一 瀬 ト シ 子	社会教育委員会議会議長
〃	宇美町	安 川 茂 伸	総務課生涯学習まちづくり推進室長補佐
〃	宇美町	原 田 和 幸	健康福祉課子育て支援係長
〃	宇美町教育委員会	正 岡 裕 生	学校教育課主事
事務局	宇美町教育委員会	吉 本 隆	社会教育課長
〃	宇美町教育委員会	中 西 敏 光	社会教育課長補佐
〃	宇美町教育委員会	高 良 祐 治	学校教育課指導主事
〃	宇美町教育委員会	八 谷 俊 一 郎	町立図書館館長
〃	宇美町教育委員会	吉 松 理 恵	町立図書館係長

【 用語解説 】

※1 ブックスタート (p 3)

育児相談に参加したすべての保護者と赤ちゃんに読み聞かせを通して、親子が楽しい時間を分かち合うことを応援する運動のこと。本町では、7か月健診に訪れた保護者に対して読み聞かせを行い、健やかな親子関係が築いていけるように支援すること。

※2 ブックトーク (p 6)

テーマを決めて、そのテーマに関連する本を5～6冊程度紹介し、それぞれの本のあらすじや著者紹介などを話し、本に興味を抱かせるもの。

※3 布の絵本 (p 8)

紙の絵本を布に置き換えて作ったもの。最初は、目の不自由な人が、さわったり遊んだりしながら、お話を楽しむため始められたが、今では、すべての人が、布の温もりを感じ、日常の生活動作を体験し、お話を楽しむことができるものとなっている。

※4 宇美町図書館を使った調べ学習コンクール (p 10)

文部科学省の後援を受けたNPO「図書館の学校」が主催する「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域版で、学校及び公共の図書館や資料館等で調べた学習の成果を応募し、第一次審査を宇美町内で行うコンクールのことである。町内で優秀作品については、「図書館の学校」が主催する全国大会へ出品する。

※5 ノーメディアタイム (p 15)

身の回りに溢れているテレビやゲーム機器、携帯電話やパソコン等に代表される電子媒体を中心としたメディアを、一定時間使用しない時間のこと。

※6 レファレンスサービス (p 18)

情報を求めている図書館利用者に対して、図書館員がその求めに応じて情報又は、情報源を提供・指示するサービスのこと。

※7 相互貸借 (p 19)

図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から資料を借用して、利用者に提供すること。

※8 リクエストサービス (p 19)

利用者の要望に応じて、選書基準の範囲内で本の購入や、他の図書館から借りて本の提供を行うサービスのこと。

※9 団体貸出しサービス (p 19)

学校、地域文庫、読書会等の団体利用者に対して、まとまった冊数の図書館資料を一括して貸し出すこと。

【参考文献・引用文献】

- 『広報 うみ』 平成 元年3月号
- 『宇美町第4次総合計画』 平成14年
- 『幼児の保育と教育』萩原 元昭編著 学文社 2002年
- 『福岡県子ども読書推進計画』 平成16年
- 『保育内容シリーズ 言葉』谷田垣 公昭監修 一藝社 2004年
- 『志免町子ども読書活動推進計画』 平成17年
- 『福岡市子ども読書活動推進計画』 平成17年度HP
- 『うみっ子未来プラン（宇美町次世代育成支援対策行動計画）』 平成17年
- 『宇美町生涯学習推進計画』（21世紀に生きる「ひと」人が輝くふみの里を目指して） 平成17年
- 『宇美町学校教育改革推進プログラム』 平成17年
- 『学校教育と学校図書館』塩見 昇編 教育史料出版会 2005年
- 『古賀市子ども読書活動推進計画』 平成18年
- 『大野城市子ども読書活動推進計画』 平成19年
- 『宇美町第4次総合計画 後期基本計画』 平成19年
- 『宇美町立小中学校児童生徒読書活動実態調査報告書』 平成19年度
- 『宇美町子ども読書の街推進プログラム』 平成20年
- 『全国学校図書館協議会「第54回読書調査の結果」』 平成20年度HP
- 『次世代育成支援に関するニーズ調査報告書』宇美町 平成21年
- 『毎日新聞』 平成21年10月27日朝刊 特集版

宇美町子ども読書活動推進計画

平成22年2月

発行 福岡県宇美町 社会教育課
〒811-2192

福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号

TEL 092-932-1111(代表)

FAX 092-933-7512